福島県地球温暖化対策推進計画 概要

第2章

序章 計画見直しの背景等

第1章 計画策定の背景

世界・国の動向

- COP21(※1)で「パリ協定」合意(2015年12月)
- 国が「パリ協定」合意に関連する2つの計画を策定 「気候変動の影響への適応計画」(2015年11月) 「地球温暖化対策計画」(2016年5月)

本県の取組等

- 「福島議定書」事業など本県独自の省工ネの取組を継続して実施
- 「再エネアクションプラン(※2) | の改定(2016年3月) 「福島新工ネ社会構想」を国が策定(2016年9月)
- **-->** これらの動向を踏まえ、本計画の見直しを行う。

「福島県の気候変動と影響の予測」のとりまとめ(2016年3月)

※1 気候変動枠組条約第21回締約国会議 ※2 再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン (第2期)

○ 部門別の排出量は、多い方から、

○ 1990年度からの主な増加要因

①電力会社の排出係数の増加

③世帯数増加(民生家庭部門)

②業務床面積の増加(民生業務部門)

現状と課題

④ 自家用乗用車の保有台数増加(運輸部門)

※3 企業の事務所・ビル、ホテルや百貨店等の第三次産業の部門

○ 2014年度における本県の温室効果ガス総排出量は1,750万7千トン。

産業部門、運輸部門、民生業務部門(※3)、民生家庭部門、廃棄物部門。

○ 2013年度と比較すると59万4千トン(3.3%)の減少。 ○ 1990年度と比較すると295万5千トン(20.3%)の増加。

第3章 温暖化対策を進めるにあたっての目標

地球温暖化対策に関する基本的な考え方

基本目標

「県民の総意と参加による環境と経済が調和した総合的な*地球温暖化対策の推進」

- * 緩和・適応を両輪として総合的に推進する
- 削減用標

温室効果ガス排出削減目標(2013年度比)

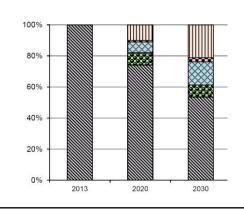
県民総ぐるみの省エネ対策と再エネの飛躍的な推進等により、 積極的に削減に取り組む

目標年度	2020年度	2030年度
目標値	25%	45%

※国の目標(2013年度比2030年度26%削減)にあわせ、基準年度は2013年度とした。

【基本姿勢】

- ① 県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開
- ② 復興と共に進める地球温暖化対策
- ③ 県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策



- ■国目標に基づく省エネ等による削減分
- ■追加的な省エネ等による削減分 図再エネ導入によるオフセット分※3
- 森林吸収によるオフセット分
- □温室効果ガス排出量
- ※3 本県の再工ネ導入努力分を適切に反映 できるよう、県内で生産し、県内で消費した 相当分の再工ネの量を電力使用量からオフ セットするもの。

福島県地球温暖化対策推進計画 概要

市町村を中心とした低炭素型地域づくりの取組推進

第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策

温室効果ガス削減対策の体系

2 視点別主要施策

県民総ぐるみの省エネルギー対策・・・・・「福島議定書」事業等による省エネの取組や、省エネ設備導入の推進 視点1 視点2 再生可能エネルギーの飛躍的な推進 ・・・・再エネアクションプラン(第2期)に基づく再エネ導入の推進

視点3 持続的な吸収源対策 ・・・・・・・・・<u>新たな木材製品の需要の創出</u>などによる森林整備の推進 視点4 環境・エネルギー産業の活性化 ・・・・・・関係機関が連携した研究開発の推進や水素社会に向けた対応

・・・・家庭や地域における省工ネ意識醸成や最新の知見の普及 視点5 未来のための環境・エネルギー教育 視点6 低炭素型の地域づくり

第5章 気候変動の影響に対する適応策

2015年度実施の「福島県の気候変動と影響の予測」の結果、気候変動は不可避 → 「適応」の対応が不可欠

本県の特性を踏まえ、特に影響の大きい、

「水災害・水資源」「農林水産業」「生態系」「健康」の4つの分野について取組の方向性とその適応策を整理

水災害・水資源分野	大雨発生数増加による災害リスク増大・・ ・河川整備や減災体制の構築など、ハード・ソフト一体となった取組推進
	県危機管理センターを中心とした総合的な災害対応
	年間の無降水日の増加 ・・・・・・・・ダム等が安定的に供給できる水資源量の把握
	渇水時には関係者による迅速な情報共有
農林水産業分野	気温上昇等による農作物等への影響 ・・・・高温耐性品種の開発や生産技術活用等推進
生態系分野	気候変動による動植物種変化 ・・・・・・情報収集による実態の把握。
健康分野	気温上昇による熱中症リスク増大・・・・ ・クールシェア (※4)や予防策周知の取組推進

最新の知見を踏まえた継続的な見直しにより気候変動の影響に対応

※4 施設等に集まり、冷房を共有すること

第6章 計画の推進体制及び進行管理

- 県民・事業者との連携・・・・・「地球にやさしい"ふくしま"県民会議」を中心に県民運動として展開
- 市町村との連携強化・・・・・地球温暖化対策地方公共団体実行計画(適応策含む)の作成支援等
- 指標による進捗管理・・・・・・温室効果ガス排出量に加え排出抑制施策・適応策に関する指標を設定

第7章 事業者としての県の取組

「ふくしまエコオフィス実践計画」(2017年3月改定)により推進。